

令和 6 年 4 月 1 日
建築局 建築企画課

横浜市建築基準法施行細則の一部改正に関する意見公募結果について

横浜市では、横浜市建築基準法施行細則（以下「細則」といいます。）の一部改正について、令和 5 年 12 月 5 日（火）から令和 6 年 1 月 4 日（木）まで意見公募を行いました。

その結果、御意見の提出はありませんでしたので、意見公募時の資料を基に、細則の一部改正を行います。

また、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年国土交通省令第 95 号）により、建築基準法施行令第 137 条の 12 第 6 項及び第 7 項の規定に基づく申請書類については、建築基準法施行規則第 10 条の 4 の 2 により規定されたことから、細則第 6 号様式を用いる対象から当該条項の規定による申請を除外します。

皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政に御協力くださいますようお願い申し上げます。